

# 第4章 学校給食関係事務

## 1 学校給食費

### (1) 学校給食費について

#### ア 経費の負担区分

学校給食費については、学校給食法第11条等に規定されている。それによると、学校給食の運営に必要な施設・設備の整備費、調理従事員等の人件費は、学校の設置者の負担であり、それ以外の経費は保護者が原則として負担すべきものとされている。したがって、学校給食費の内容は、主として食品の原材料費と光熱水費である。もっとも、学校給食法第11条は単に経費の負担区分を示したものであり、光熱水費は管理的経費の性格が強い点から、保護者負担の軽減に配慮すれば、できるかぎり設置者負担とすることが望ましい。

#### イ 学校給食費の会計管理方法

学校給食費の会計管理に関する疑義に学校給食費を市町村の歳入歳出予算に組み入れるべきかというものがある。

これについては、文部省体育局長名の通知（昭和39年）等に行政実例がある。それらによると、学校給食費は校長限りの責任で管理してもよい（私費会計）としながら、また一方では、市町村の歳入歳出予算として管理してもよい（公費会計）と、きわめて弾力的な考え方が示されていたことにより、公費会計とするか私費会計とするかは、地域の実情に応じ、それぞれの設置者が判断すべきこととしていた。

その後、平成31年1月に出された中央教育審議会答申において、「学校給食費については、公会計化及び地方公共団体による徴収を基本とすべき」とされた。その答申を受けて、文部科学省初等中等教育局長名の通知（令和元年7月）で「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」を示され、学校給食費の公会計化の取組を一層推進することとなった。

### (2) 学校給食費会計

#### ア 学校給食費の決定

学校給食費は、給食内容や年間実施回数等によって学校や市町村ごとに差異が生じるものであり、単純に比較できるものではない。

しかし、学校給食費の決定にあたっては、合理的に算出し、「学校給食費検討委員会」等に諮り、関係者の合意のうえに決定することが望ましい。

なお、学校給食費の決定にあたり、次のような事項に留意する。

- (ア) 学校給食費は、年間を通じて同一価格を維持するようにし、年間途中の値上げは原則として避ける。
- (イ) 学校給食調理従事員の人件費や施設・設備の整備に要する経費を学校給食費の中に含めない。
- (ウ) 食材料費については、献立表と食品構成表に基づいて、地域産業、家庭経済の実態や食品の価格変動等を考慮して適正な価格を算出する。

- (エ) 児童生徒に魅力あるおいしい食事となるよう適正な価格とする。
- (オ) 食材料の購入にあたっては、学校給食会とともに生産者、加工業者及び卸売業者を納入業者とし、また、それぞれ2者以上の見積りによって納入業者を決定するよう配慮する。
- (カ) 年間の学校給食実施回数は、年間行事予定等により正確な回数を決める。
- (キ) 隣接する学校又は市町村の学校給食費も参考とする。
- (ク) 学校給食費を決定するにあたり、保護者の十分な理解を得る。

#### イ 学校給食費の経理

経理事務は、収納、保管、支出、記帳など多種にわたるので、可能な限り簡素化、効率化し、学校全体で組織的に管理されることが望ましい。

学校規模等によりその事務分担も一様ではないが、いずれの場合においても、次の点に留意することが必要である。

- (ア) 職員のうちから会計責任者を1名選任し学校給食会計全般に関する事務の総括、監督を行わせる。
- (イ) 学校給食会計の責任者は、他会計の責任者との兼任を避けることが望ましい。
- (ウ) 学校給食費の収納、支出等の事務は、それぞれ分離独立して行うようにし、同一人が収納、支出等の係を兼ねることは避ける。
- (エ) 会計年度末に大幅な残金が生じた場合は、保護者の承諾を得て次年度に繰越すか、返還しなければならず、それ以外の用途に使用することは望ましくない。

#### ウ 監 査

学校給食会計に不正な点がないか、改善すべき点がないかを毎年度調査するため、監査制度を設けておく必要がある。

監査の内容は、概ね次のようなものである。

- (ア) 監査は、学校給食費に関する帳簿、伝票その他証拠書類について行う。
- (イ) 監査員は、PTA、教育委員会、学校等で選任する。
- (ウ) 監査は定期的に行い、少なくとも年1回会計年度末に行う。
- (エ) 監査報告書を作成する。

## 2 補助金（交付金）関係

### (1) 学校施設環境改善交付金

#### 学校施設環境改善交付金交付要綱

〔平成23年4月1日23文科施第3号〕  
〔文部科学大臣裁定〕

（最終改正 平成31年4月25日31文科施第65号）

#### 第1 通 則

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和33年法律第81号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づく交付金の交付に関しては、法、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行規則（昭和33年文部省令第21号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）その他関係法令等に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

#### 第2 定 義

##### 1 学校施設環境改善交付金

地方公共団体が作成した法第12条第2項に規定する施設整備計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、同条第1項の規定により国が交付する交付金をいう。

##### 2 交付対象事業

施設整備計画に基づき実施される別表1又は別表2に掲げる事業（他の法律又は予算制度に基づく国の負担又は補助を得て実施するものを除く。）をいう。

#### 第3 施設整備計画

1 地方公共団体は学校施設環境改善交付金の交付を受けようとするときは、公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針（平成18年文部科学省告示第61号）及び公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本計画（平成18年文部科学省告示第62号）に基づき、次に掲げる事項を記載した施設整備計画を作成し、当該施設整備計画を文部科学大臣（市町村（特別区を含む。以下同じ。）にあっては、当該市町村の属する都道府県の教育委員会を經由して、文部科学大臣）に提出しなければならない。

- ・施設整備計画の目標
- ・交付対象事業の事業区分
- ・計画期間
- ・施設整備計画の名称
- ・施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項
- ・域内の義務教育諸学校等施設（法第11条に規定する義務教育諸学校等施設をいう。）の整備状況

- ・ 交付対象事業に係る学校等の名称
- ・ 交付対象事業ごとの整備面積
- ・ 交付対象事業ごとの概算事業費
- ・ 交付対象事業に係る学校等についての整備方針
- ・ その他必要な事項

2 前項の規定は、施設整備計画を変更する場合に準用する。

#### 第4 交付対象者

学校施設環境改善交付金の交付対象者は、地方公共団体とする。

#### 第5 交付期間

学校施設環境改善交付金を交付する期間は、施設整備計画に記載された交付対象事業が学校施設環境改善交付金を受けて実施される年度から当該施設整備計画の終了する年度までとする。

#### 第6 交付金額の算定

##### 1 地方公共団体ごとの交付

学校施設環境改善交付金は、地方公共団体ごとに交付するものとする。

##### 2 年度単位の交付

複数年度にわたる施設整備計画に係る学校施設環境改善交付金の交付については、施設整備計画に記載された個々の事業の着工時期に応じ、年度ごとに交付するものとする。

##### 3 算定方法

学校施設環境改善交付金は、施設整備計画に記載された事業（交付対象事業に限る。）につき、別表1又は別表2に定める算定方法により事業ごとに算出した配分基礎額に算定割合を乗じた額と事業に要する経費の額に算定割合を乗じた額とを比較して少ない方の額の総和に事務費を加えた額を予算の範囲内で交付することとし、具体的には次の式により算定するものとする。

$$A = ((a_1 \text{ 又は } b_1) + (a_2 \text{ 又は } b_2) + (a_3 \text{ 又は } b_3) + \dots) + \text{事務費}$$

単年度における交付限度額…… A

交付対象経費… a（別表1又は別表2により事業ごとに算出した配分基礎額に算定割合を乗じた額）と b（事業に要する経費の額に算定割合を乗じた額）とを比較して少ない方の額の総和

##### 4 学級数に応ずる必要面積及び児童又は生徒1人当たりの基準面積等

別表1又は別表2の定めるところにより配分基礎額を算定する場合の学級数に応ずる必要面積及び児童又は生徒1人当たりの基準面積その他建物の基準面積については、公立学校施設費国庫負担等に関する関係法令等の運用細目（平成18年7月13日付け18文科施第188号文部科学大臣裁定。以下「運用細目」という。）によるものとする。

5 1平方メートル当たりの建築単価等

別表1又は別表2の定めるところにより配分基礎額を算定する場合の1平方メートル当たりの建築の単価等は別途通知する。

6 経費の種目

別表1及び別表2に定める対象となる経費は、その種目が本工事費及び附帯工事費（買収その他これに準ずる方法による取得の場合にあっては買収費とする。）であるものとする。

7 事務費（第7に定める事務費を除く。）

事務費は算定した交付対象経費に100分の1を乗じて算定する。

第7 都道府県への事務費の交付

都道府県の教育委員会が交付の実施に関する事務を行うために必要な経費については、法第10条の規定を準用する。

第8 施設整備計画の事後評価

1 地方公共団体は、計画期間の終了時に施設整備計画の目標の達成状況等について評価を行い、これを公表するとともに、文部科学大臣（市町村にあっては、当該市町村の属する都道府県の教育委員会を経由して文部科学大臣）に報告しなければならない。

2 文部科学大臣は、前項に基づく報告を受けたときは、地方公共団体に対し、必要な助言をすることができる。

第9 その他

この要綱に定めるもののほか、学校施設環境改善交付金の交付に関し必要な事項は運用細目で定める。

附 則

この要綱の規定は、平成23年度以降の年度の予算に係る国の交付金の交付について適用し、平成22年度以前の年度の歳出予算に係る国の交付金の交付で平成23年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお、従前の例による。

附 則（平成24年4月6日）

この要綱の規定は、平成24年度以降の年度の予算に係る国の交付金の交付について適用し、平成23年度以前の年度の歳出予算に係る国の交付金の交付で平成24年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお、従前の例による。

附 則（平成25年2月26日）

この要綱の規定は、平成24年度補正予算（第1号）以降の予算に係る国の交付金の交付について適用し、平成24年度東日本大震災復興特別会計予備費（平成24年11月30日閣議決定）以前の予算に係る国の交付金の交付については、なお、従前の例による。

## 附 則（平成25年5月15日）

この要綱の規定は、平成25年度以降の年度の予算に係る国の交付金の交付について適用し、平成24年度以前の年度の歳出予算に係る国の交付金の交付で平成25年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお、従前の例による。

## 附 則（平成26年4月1日）

この要綱の規定は、平成26年度以降の年度の予算に係る国の交付金の交付について適用し、平成25年度以前の年度の歳出予算に係る国の交付金の交付で平成26年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

## 附 則（平成27年4月10日）

この要綱の規定は、平成27年度以降の年度の予算に係る国の交付金の交付について適用し、平成26年度以前の年度の歳出予算に係る国の交付金の交付で平成27年度以降の年度に繰り越されたものについては、別表1の9の項を除き、なお、従前の例による。

## 附 則（平成28年4月1日）

この要綱の規定は、平成28年4月1日から適用する。

## 附 則（平成28年10月31日）

この要綱の規定は、平成28年度補正予算（第2号）以降の予算に係る国の交付金の交付について適用し、平成28年度当初予算以前の予算に係る国の交付金の交付については、なお、従前の例による。

## 附 則（平成29年4月1日）

この要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。ただし、別表1の22及び23の項に係る規定については、平成28年度以前の年度の予算に係る国の交付金において共同調理場として交付を受けた事業に引き続き当該共同調理場に係る事業に対する平成29年度以降の年度の予算に係る国の交付金の交付は、なお、従前の例による。

## 附 則（平成30年4月1日）

この要綱の規定は、平成30年4月1日から適用する。

## 附 則（平成31年4月25日）

この要綱の規定は、平成31年度以降の年度の予算に係る国の交付金の交付について適用し、平成30年度以前の年度の歳出予算に係る国の交付金の交付で平成31年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお、従前の例による。

別表1（本土に係わるもの） ～抜粋～

項	事業区分	対象となる経費	配分基礎額の算定方法	算定割合
22	学校給食施設の新増築	義務教育諸学校における学校給食の開設に必要な施設設備及び学校給食の改善充実に必要な施設設備（へき地学校の単独調理場にあつては食品貯蔵施設を含む。）の新築又は増築（財政力指数が0.5未満の都道府県又は市町村の設置するへき地学校の施設設備にあつては改修を含む。）に要する経費（ドライシステムによるものに限る。）	<p>ア 単独校調理場（一の義務教育諸学校の学校給食の開設に必要な施設をいう。ただし、互いに敷地が隣接しない複数の校舎を有する一の義務教育諸学校の学校給食を実施するための施設を除き、同一の又は隣接する敷地内にある同一の設置者が設置する二以上の義務教育諸学校のみ为学校給食を実施するための施設を含む。）場合</p> <p>第一号に掲げる額とする。ただし、附帯施設を整備するときは、当該額に第二号に掲げる額を加えるものとする。</p> <p>一 別に定める児童又は生徒数（以下「児童生徒数」という。）及び施設の区分に応じ別に定める面積（学校給食施設として使用することができる認められる既設の施設があるときは、当該面積から当該施設の面積を控除した面積）に1平方メートル当たりの建築の単価を乗じた額</p> <p>二 児童生徒数及び施設の区分に応じ別に定める額を限度として文部科学大臣が必要と認める額</p>	<p>1 / 2</p> <p>(算定割合の特例)</p> <p>ア へき地の学校にあつては別記に定める算定割合</p> <p>イ 駐留軍再編特別措置法第11条の規定の適用のある小学校等の学校給食の開設に必要な施設にあつては5.5 / 10</p>

項	事業区分	対象となる経費	配分基礎額の算定方法	算定割合
			<p>イ 共同調理場（二以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設。ただし、同一の又は隣接する敷地内にある同一の設置者が設置する二以上の義務教育諸学校のみ学校給食を実施するための施設を除き、互いに敷地が隣接しない複数の校舎を有する一の義務教育諸学校の学校給食を実施するための施設を含む。）の場合</p> <p>第一号に掲げる額とする。ただし、附帯施設を整備するときは、当該額に第二号に掲げる額を加えるものとする。</p> <p>一 別に定める児童生徒数及び施設の区分に応じ別に定める面積（学校給食施設として使用することができるものと認められる既設の施設があるときは、当該面積から当該施設の面積を控除した面積）に1平方メートル当たりの建築の単価を乗じた額</p> <p>二 児童生徒数及び施設の区分に応じ別に定める額を限度として文部科学大臣が必要と認める額</p>	<p>1 / 2</p> <p>(算定割合の特例)</p> <p>ア ヘキ地の学校を含む義務教育諸学校の学校給食を実施するための施設にあっては</p> $(1 / 2 \times N1 + R \times N2) / N$ <p>N : 当該施設から給食の提供を受ける全ての学校の児童生徒数</p> <p>N1 : 当該施設から給食の提供を受ける学校のうち、へき地学校以外の学校の児童生徒数</p> <p>N2 : 当該施設から給食の提供を受ける学校のうち、へき地の学校の児童生徒数</p> <p>R : 別記に定める算定割合</p> <p>イ 駐留軍再編特別措置法第11条の規定の適用のある小学校等の学校給食の開設に必要な施設にあっては5.5 / 10</p>



項	事業区分	対象となる経費	配分基礎額の算定方法	算定割合
23	学校給食施設の改築	義務教育諸学校における学校給食の実施に必要な施設設備で構造上危険な状態にあるものの改築、小規模共同調理場を統合して適正規模にするため及び給食を提供する学校若しくは児童生徒数の増加に伴い施設が狭隘であるための施設設備の改築又は保健衛生上、機能上、構造上及び学校管理運営上不適切と文部科学大臣が認めるものの改築（都道府県により自主的な市町村の合併の推進に関する構想に位置付けられた構想対象市町村又は平成21年3月末までに合併の申請を行い平成22年3月までに合併した市町村であり、かつ、「市町村建設計画」に共同調理場の整備について明記されたものにおいては、市町村合併による既設共同調理場の統合等による改築（以下「既設共同調理場統合改築」という。）を含む。）に要する経費（ドライシステムによるものに限る。）	ア 単独校調理場（一の義務教育諸学校の学校給食の開設に必要な施設をいう。ただし、互いに敷地が隣接しない複数の校舎を有する一の義務教育諸学校の学校給食を実施するための施設を除き、同一の又は隣接する敷地内にある同一の設置者が設置する二以上の義務教育諸学校のための学校給食を実施するための施設を含む。）の場合 22の項アの例によるものとする。	1/3 (算定割合の特例) ア 財政力指数が1.00を越える都道府県又は指定都市にあっては1/3×1/(財政力指数) イ へき地学校にあっては別記に定める算定割合

項	事業区分	対象となる経費	配分基礎額の算定方法	算定割合
			<p>イ 共同調理場（二以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設。ただし、同一の又は隣接する敷地内にある同一の設置者が設置する二以上の義務教育諸学校のみ学校給食を実施するための施設を除き、互いに敷地が隣接しない複数の校舎を有する一の義務教育諸学校の学校給食を実施するための施設を含む。）の場合</p> <p>22の項イの例によるものとする。</p>	<p>1 / 3</p> <p>(算定割合の特例)</p> <p>ア ヘき地学校を含む義務教育諸学校の学校給食を実施するための施設にあっては</p> $(1 / 3 \times N1 + R \times N2) / N$ <p>N : 当該施設から給食の提供を受ける全ての学校の児童生徒数</p> <p>N1 : 当該施設から給食の提供を受ける学校のうち、へき地学校以外の学校の児童生徒数</p> <p>N2 : 当該施設から給食の提供を受ける学校のうち、へき地学校の児童生徒数</p> <p>R : 別記に定める算定割合</p> <p>イ 財政力指数が1.00を超える都道府県又は指定都市にあっては <math>1 / 3 \times 1 / (\text{財政力指数})</math></p> <p>ウ 既設共同調理場統合改築にあっては <math>1 / 2</math></p>

## 学校給食施設整備事業に係る工事費の対象経費について

工事種目	項 目	判定	対 象 内	対 象 外	備 考			
雑 工 事	机、テーブル	×	壁仕上げとして 使われた場合	左記以外	建物に固定して あっても対象外			
	椅子	×						
	ブラインド	×						
	カーテン	×						
	レリーフ	△						
	デザインタイル	△						
	壁画	△						
	ステンドグラス	○						
	強化フィルム	○						
	煙突	○						
	屋上フェンス	○	建物に固定されたもの	左記以外				
	換気扇	○						
	換気天蓋	○						
	換気ダクト	○						
	点検口蓋	○						
	ドレーン	○						
	採光装置（トップライト）	△						
	アコーディオンカーテン	○						
	間仕切りパネル	△				レール支柱等が建物に 固定してあるもの	ついたて等	
	網戸	○				増改築のために生じ た取合い部分の砥り 及び必要最小限度の 復旧	左記以外	
スロープ	○							
増改築時の既存建物との 取合い工事	△							
電 気 工 事	移動照明器具	×	敷地内	敷地外				
	屋外照明	×						
	配線	△						
	電柱	△						
	分岐・引込工事	△						
	変圧器	○	敷地外					
	配（分）電盤	○						
	キュービクル	○						
	キュービクル等の廻りの フェンス	○						
	取付器具	○						
	取付照明器具	○						
	建築当初から取り付けら れた照明灯	○						
	表示灯	○						

工事種目	項目	判定	対象内	対象外	備考
電 気 工 事	インターホン	△	建物に固定されたもの	卓上型、壁掛型	固定とは壁等に組込まれたもの 建物に固定された架台等は対象
	電話機	×			
	マイクロホン	×			
	テレビ	×			
	テレビアンテナ	○			
	アンプ	△	非常放送用のもの	左記以外	
	スピーカー	△	建物の壁等に付属したもの	左記以外	
	ベル	○			
	チャイム	○			
	ブザー	○			
	避雷針設備	○			
	扇風機、送風機等	△	建物工事として行った工事	左記以外 (後で取付けたもの等)	
	テレビ、電話、インターホン等の配線(管)	△			
	電話交換機	○			
	エレベータ	×			
	リフト	×			
	防犯灯	△	建物の壁等に付属したもの	左記以外	
	防犯監視装置	△	防犯・安全対策用として建物、門等に付属したもの	左記以外	
	非常通報装置	△			
	誘導灯	○			
	非常照明設備	○			
	非常用蓄電池	○			
	消防署への直接連絡設備	○			
	感知器	○			
	火災報知器	○			
	ガス漏れ警報器	△	建物の壁などに固定したもの(設備)	左記以外	
	既存建物からの接続	△	増改築に伴い必要となる工事のうち専用部分及び共用部分(当該増改築部分にかかる経費とする)	左記以外	共用部分は撤去費を除き面積按分する
	将来、増改築及び電気容量の変更に伴う増設予定の為の配線(管)	△	補助対象建物内	左記以外	
	既存建物内の火災報知器の受信機及び消防署への直接連絡設備	△	消防法等により補助建物の建築に伴い改修又は増設の必要があるもの	左記以外	

工事種目	項目	判定	対象内	対象外	備考
給排水衛生機械工事	消火器、消火弾	×			
	避難器具	△	建物に固定してあるもの及び避難袋の類	左記以外	
	感知器	○			
	消火栓ボックス	○			
	防火用貯水槽	△	右記以外	修景用の池等	
	貯受水槽	○			雨水貯水槽含む
	給水栓	○			
	給水タンク	○			
	給水ポンプ	○			
	排水ポンプ	○			
	給排水配管	○			
	トラップ	○			
	散水栓	△	犬走り内	左記以外	
	さく井	△	敷地内	敷地外	給水工事に限る
	犬走側溝	○			
	排水溜桝	○			
	グレーチング	○			
	し尿浄化槽	○			
	汚水ポンプ	○			
	汚水管	○			
	瞬間湯沸器	○			温水器を含む
ガス配管	○				
諸コック	○				
連結送水栓	○				
分岐・引込工事	△	敷地内	敷地外		
既存建物からの接続	△	増改築に伴い必要となる工事のうち、専用部分及び共用部分(当該増改築分にかかる経費とする)	左記以外	共用部分は撤去費を除く	
将来、増改築・増設予定の為に配管(線)	△	補助対象内建物	左記以外		
冷暖房工事	暖房機器及び付属設備一式	○		備品的な暖房器具	床暖房については建物に固定してあるもののみ対象
	冷房機器及び付属設備一式	○			
	全熱交換機	○			
	既存建物内のボイラー工事	△	増改築に伴い必要となる工事のうち、専用部分及び共用部分(当該増改築分にかかる経費とする)	左記以外	共用部分は撤去費を除き面積按分する
	将来、増改築・増設予定の為に配管(線)	△	補助対象内建物	左記以外	

工事種目	項目	判定	対象内	対象外	備考
門 囲障等 工事	門	△	建物の新增改築に伴い必要となる門柱、戸及び扉の新增改築（これに付随する花壇等を含む）	左記以外及び道路に該当する工事	
	囲障	△	建物の新增改築に伴い必要となる囲障の新增改築で、敷地境界又はこれに準ずる箇所にあるもの（生垣等を含む）	左記以外	
	吹き抜けの渡り廊下	△	建物の新增改築に伴い必要となるもの	既存建物間をつなぐもの	
設 計 費 等	実施設計費	○	前年度支出済み分も対象	左記以外	設計費を除いた工事費の1/100を限度とする
	基本設計費	△	学校給食施設全体を整備する事業（新築、全面改築）		
	耐力度調査費	△			
地 工 質 調 査	ボーリング等一式	△	敷地内	敷地外	前年度支出済みも分対象
仮 設 工 事	工事用搬入路整備 仮設渡り廊下設置 非常階段の移設費 旧建物等の埋設物の撤去費	△ △ △ △	直接工事費の割合（交付金分と単独分）で按分する	工事と関係のない 仮設工事	敷地外も含み、 土地借料も対象  旧建物等の撤去費の対象となる 工事は、仮設工事の対象外
	既存建物等移転費	×			
撤 去 工 事	旧建物等の撤去費	△	危険建物等又はこれに準ずる建物として改築の対象となった面積を限度とする	左記以外	
	フェンス、排水、側溝、花壇、舗装及び樹木等の撤去費、撤去復旧費及び樹木の移植費	△	事業の実施に伴い撤去する又は支障となる施設等（事業実施範囲内）	左記以外	

- 凡例
- 原則として対象とするもの
  - △ 場合によって異なるもの
  - × 原則として対象とならないもの

## 学校給食施設整備事業に係る附帯施設の対象品目について

附帯施設の対象品目	対 象 内	対 象 外
かま	回転釜等(ガス、電気等を問わない)	炊飯専用の釜
上流し、下流し	シンク、水切台等	
調理台	調理台、作業台、移動台	コンベア、調理機器を置く台
食器洗浄機	食器・食缶・トレイ・コンテナ等	野菜洗浄機、器具の洗浄機
食器消毒保管機	食器・食缶・トレイ・コンテナ等	器具消毒保管庫、包丁まな板殺菌庫
ボイラー	調理用のボイラー	瞬間湯沸器は工事費で対象
かくはん機	フードミキサー等	
野菜裁断機	フードスライサー、サイの目カッター等	
球根皮むき機	球根皮剥機、ピーラー等	
揚物機	連続フライヤー等(油切コンベア等、揚物機と一体とみなせるもの)	単体の油タンク、オイル缶、油ろ過器
焼物機	ガステーブル、電磁調理器等	
蒸物機	スチームコンベクションオープン	電子レンジ、湯煎器等
冷蔵庫	冷蔵庫(プレハブ冷蔵庫も含む) 牛乳用保冷庫	冷凍庫、冷凍冷蔵庫、蓄冷剤凍結庫
真空冷却機		
中心温度管理機能付き調理器		
エアカーテン、エアシャワー		間仕切りカーテン
手指殺菌機		靴・エプロン殺菌庫
炊飯機	連続炊飯機、炊飯釜等	
洗米機		
納米庫(米びつ)		
食器浸漬槽		

※対象品目と一体になっているものや、対象品目に必要不可欠なものは対象とする。

※対象品目の運搬費、据え付け費、試運転調整費など使用前の必要不可欠な費用は対象とする。

## (2) 要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金

## 要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱

昭和62年5月1日 文部大臣裁定  
平成元年6月15日 一部改正  
平成2年7月30日 一部改正  
平成3年8月23日 一部改正  
平成4年6月30日 一部改正  
平成5年9月24日 一部改正  
平成6年6月23日 一部改正  
平成11年1月8日 一部改正  
平成11年4月1日 一部改正  
平成12年4月3日 一部改正  
平成13年1月6日 一部改正  
平成14年4月1日 一部改正  
平成16年4月1日 一部改正  
平成17年4月1日 一部改正  
平成19年4月2日 一部改正  
平成19年12月26日 一部改正  
平成21年4月1日 一部改正  
平成22年4月1日 一部改正  
平成23年4月1日 一部改正  
平成24年4月1日 一部改正  
平成25年5月15日 一部改正  
平成26年4月1日 一部改正  
平成27年4月9日 一部改正  
平成28年4月1日 一部改正  
平成29年3月31日 一部改正

(通 則)

第1条 市町村（特別区及び市町村の組合を含む。以下同じ）に対する要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金（小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）及び中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）分）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。



#### (補助の目的)

第2条 要保護児童生徒援助費補助金は、市町村が経済的理由によって、就学困難と認められる児童又は生徒（学校教育法（昭和22年法律第26号（以下「法」という）第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。以下同じ。）若しくは就学予定者（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第1項に規定する就学予定者をいう。以下同じ。）の保護者（法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）に対して必要な援助を与えた場合、国がその経費の一部を補助することとし、もって義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

2 特別支援教育就学奨励費補助金（小学校及び中学校分）は、市町村が、小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒の保護者又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のため必要な援助を与えた場合、その経費の一部を補助することとし、もって特別支援教育の振興に資することを目的とする。

#### (補助金交付の対象及び補助金の額)

第3条 文部科学大臣は、市町村が行う別記1及び別記2の補助事業の項に掲げる事業（以下「補助事業」という）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として文部科学大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費及び補助金の額は別記1及び別記2の補助対象経費の項及び補助金の額の項のとおりとする。

#### (申請手続)

第4条 補助金の交付を受けようとする市町村は、補助金交付申請書（第1号様式）に事業計画書（第2号様式）及び収支予算書（第3号様式）を添えて、別途通知する日までに都道府県教育委員会を經由して文部科学大臣に提出しなければならない。

2 前項による書類の提出後に、災害その他の事情により補助金の交付決定の変更を受ける必要が生じたときは、当該市町村は、前項に準じ変更後の書類を作成し、これに変更の理由を添えて、別途通知する日までに都道府県教育委員会を經由して文部科学大臣に提出しなければならない。

3 都道府県教育委員会は、市町村から第1項及び前項による書類の提出があったときは、審査の上交付決定額一覧表（第4号様式）を添えて、文部科学大臣に進達するものとする。

#### (交付決定の通知)

第5条 文部科学大臣は、前条第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、これを審査の上、交付決定を行い、都道府県教育委員会に交付決定額一覧表を送付するものとする。

2 都道府県教育委員会は、前項による交付決定額一覧表の送付を受けたときは、速やかに当該市町村に対し、補助金交付決定通知書（第5号様式）を送付するものとする。

3 市町村から前条第2項の規定による変更交付申請書の提出があったときは前2項を準用する。この場合、交付決定変更通知書は第6号様式、交付決定変更額一覧表は第4号様式によるものとする。

4 文部科学大臣が交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、補助金交付申請書が文部科学省に到達してから30日とする。また、市町村から提出された補助金交付申請書が都道府県に到達してから文部科学省に到達するまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。

(申請の取下げ)

第6条 市町村は、交付決定の内容又はこれに付した条件に対して不服があることにより補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を都道府県教育委員会を經由して文部科学大臣に提出しなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第7条 市町村は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第8条 市町村は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに文部科学大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告書の提出)

第9条 市町村は、補助事業の遂行状況について、文部科学大臣の要求があったときは、都道府県教育委員会に状況報告書（第7号様式）を提出しなければならない。

(実績報告書の提出)

第10条 市町村は、補助事業を完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書（第8号様式）を都道府県教育委員会に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第11条 都道府県教育委員会は、前条による実績の報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該市町村に通知（第9号様式）するものとする。

2 都道府県教育委員会は、前項による補助金の額の確定を行った場合には、額の確定に関する報告書（第10号様式）を文部科学大臣に提出するものとする。

3 都道府県教育委員会は、市町村に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還（第11号様式）を命ずるものとする。

(交付決定の取消等)

第12条 文部科学大臣は、第7条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第5条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 市町村が法令、この要綱又は法令若しくはこの要綱に基づく文部科学大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 市町村が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 市町村が補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 文部科学大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金調書)

第13条 市町村は、当該補助事業に係る歳入及び歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書（第12号様式）を作成しておかなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付手続については、別に通知するところによる。

附 則（平成29年3月31日）

この要綱は平成29年4月1日から施行し平成29年度予算に係る補助事業から適用する。ただし、本要綱の施行前に補助金の交付の決定が行われた事業については、改正前の要綱を適用する。

別記1 要保護児童生徒援助費補助金

補助事業	補助対象経費	補助金の額
<p>3 学校給食費</p> <p>小学校又は中学校を設置する市町村が、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者で学校給食法（昭和29年法律第160号）第12条第2項に規定する保護者（以下、「補助対象保護者」という。）に対して、同法第11条第2項に定める学校給食費を補助する事業</p> <p>(1) 学校給食法施行令（昭和29年政令第212号）第1条の規定に基づく開設の届出を完了している市町村で、現に学校給食を実施しているものであること。</p> <p>(2) 補助対象保護者に対して、学校給食費の1/2以上の補助を行う市町村であること。</p>	学校給食費	別途通知する児童又は生徒1人当りの補助標準額に市町村が学校給食費の補助を行う補助対象保護者の学校給食の区分ごとの児童又は生徒の数を乗じて得た額の合計額の1/2の範囲内でその補助する額の1/2の額。ただし、予算の範囲内において、必要な調整を行い補助金の額を決定するものとする。

## 別記2 特別支援教育就学奨励費補助金

補助事業	補助対象経費	補助金の額
(1) 学校給食費 学校給食法第11条第2項に定める学校給食費（特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号。以下「令」という。）第2条第1号に掲げる区分（以下「第1区分」という。）及び同条第2号に掲げる区分（以下「第2区分」という。）に該当する世帯に限る。）	学校給食費の半額	学校給食費を支給した額の合計額の1/2の額

## (3) 高等学校定時制課程及び通信制課程修学支援事業（夜食費補助）

「福島県立高等学校定時制及び通信制課程修学支援事業実施要綱」に基づき、夜間定時制高等学校の有職生徒等に対して、県が、夜間給食の実施に必要な物資の購入に要する経費を補助する制度である。

## ア 補助の対象者

夜間定時制課程の本科に在学する有職生徒のうち、次のいずれの要件も満たす者とする。

- (ア) 授業料免除基準に定める基準収入（所得）額以下の者。
- (イ) 他の法令等により、同種の給与を受給していない者。

## イ 補助の金額

補助の対象となる生徒一人当たり1食分補助単価と当該事業に要する1食分の経費のいずれか低い額を限度とする。

補助単価は、一人1食当たり75.61円（令和2年度時点）である。

## ウ 申請手続き

「福島県立高等学校定時制及び通信制課程修学支援事業事務取扱要領」で定めた定時制及び通信制課程修学支援事業補助申請書（第1号様式）を、在職を証明する証明書類及び所得証明書を添付して、在学する学校長に提出する。

### 3 その他の事務

#### (1) 学校給食施設の開設、変更等に伴う届出書類

学校給食法（以下「法」という。）第3条第2項に規定する義務教育諸学校の設置者は、法第3条第1項に規定する学校給食を開設し、又は廃止、変更等をしようとするときは、法施行令第1条の定めるところにより、あらかじめ県教育委員会にその旨を届け出なければならない。

届出区分ごとの提出期日は次のとおり。提出部数はいずれも1部とする。

- ア 開設届（様式1） 開設しようとする日の1か月前
- イ 変更届（様式2） 変更しようとする日の2週間前
- ウ 廃止届（様式3） 廃止しようとする日の1か月前
- エ 一時中止届（様式4） 変更しようとする日の10日前

ただし、一時中止の期間が5日以上のもので、伝染病、災害等不測の原因による場合は、中止を決定した後、直ちに電話等により報告するとともに、速やかに届け出なければならない。

様式1 【CD6】

( 記 号 番 号 )  
令和 年 月 日

福島県教育委員会教育長 様

市町村教育委員会教育長 印

学 校 給 食 開 設 届

学校給食法第3条1項に規定する学校給食を下記により開設したいので、学校給食法施行令第1条の規定により届け出ます。

1 学校名（共同調理場名）及び所在地

学 校 名 (共同調理場名)		所在地	
-------------------	--	-----	--

2 学校給食の実施人員、区分及び実施回数

学 校 名	学級数	実 施 人 員			給食区分	実施回数		給食費		備 考
		児 童 生徒数	教 職 員 数	計		週	年	月額	年額	
										・週 米飯 回 パン 回 ・牛乳飲用量 1人1回 cc

3 学校給食開設（予定）年月日 令和 年 月 日

4 学校給食の運営組織

- (1) 組織図（別紙のとおり）
- (2) 学校給食関係組織

職 名	氏 名	備 考

職 名	氏 名	備 考

5 学校給食運営に要する経費及び維持の方法

- (1) 学校給食運営に要する経費
  - ア 光熱水費(月額) 円 イ 人件費(月額) 円
- (2) 維持の方法

注) 区分とは、完全給食、捕食給食及びミルク給食の別をいう。

( 記 号 番 号 )  
令和 年 月 日

福島県教育委員会教育長 様

市町村教育委員会教育長 印

学 校 給 食 変 更 届

年 月 日付け 第 号の学校給食開設届（変更届）の内容を下記のとおり  
変更したいので届け出ます。

記

1 学校名（共同調理場名）及び所在地

学 校 名 (共同調 理場名)		所在地	
-----------------------	--	-----	--

2 変更事項（該当する番号を○で囲む。（3）の場合は具体的に記載する。）

(1)給食区分の変更

(2)共同調理場における供給対象校の変更

(3)その他 ( )

3 変更内容

4 変更理由

5 変更時期

6 その他

※給食区分変更の場合は、学校給食開設届に準じた様式を添付すること。

( 記 号 番 号 )  
令和 年 月 日

福島県教育委員会教育長 様

市町村教育委員会教育長 印

学 校 給 食 廃 止 届

学校給食法第3条第1項に規定する学校給食を下記により廃止したいので、学校給食法施行令第1条の規定により届け出ます。

記

1 学校名（共同調理場名）及び所在地

学 校 名 (共同調理場名)		所 在 地	
-------------------	--	-------	--

2 学校給食実施人員、区分及び実施回数

学 校 名	学 級 数	実 施 人 員			給食区分	実施回数	
		児童生徒数	教職員数	計		週	年

3 廃止の理由（具体的に記載する）

4 廃止の時期 令和 年 月 日

5 給食施設・設備の処分方法

※補助事業等により取得した財産については、別途所定の手続きを行うこと。

6 給食物質の処分方法



( 記 号 番 号 )  
 令和 年 月 日

福島県教育委員会教育長 様

市町村教育委員会教育長 印

学 校 給 食 一 時 中 止 届

学校給食法第3条第1項に規定する学校給食を下記のとおり一時中止したいので届け出ます。

記

1 学校名（共同調理場名）及び所在地

学 校 名 (共同調 理場名)		所 在 地	
-----------------------	--	-------	--

2 学校給食実施人員、区分及び実施回数

学 校 名	学 級 数	実 施 人 員			給食区 分	実施回数	
		児童生徒数	教職員数	計		週	年

3 一時中止の理由（(具体的に記載する)）

4 一時中止の期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

5 中止期間中の給食代替措置等

6 給食物資の処分方法

## (2) 国庫補助金等の交付を受けて取得した財産の処分等に関する事務手続き

平成31年1月7日付け文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長通知に基づき事務手続きを行うこと。  
なお、通知については最新のものを確認すること。

ただし、様式における補助事業等の名称については、交付を受けた時点での名称に変更すること。

30文科施第391号

平成31年1月7日

## 各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長

平井明成

### 公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について（通知）

公立学校施設整備費補助金等（下記1に掲げるもので、以下「補助金等」という。）の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すこと等（以下「財産処分」という。）を行うに当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第22条の規定により、同法施行令第14条第1項に定める場合を除き、文部科学大臣の承認（以下「承認」という。）が必要となります。

この承認については、従来「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」（平成27年7月1日付け27文科施第158号文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知）により取り扱ってきたところですが、より一層の既存ストックの活用を図るとともに、補助金等のより適切な執行の観点から、平成31年1月7日以降は、下記により取り扱うこととしますので、このことを域内の市区町村に周知し、事務処理に遺漏のないよう配慮願います。

なお、本財産処分を行う場合には、補助金等の趣旨に鑑み、設置者においては、当該財産処分により学校施設に不足が生じないこと、児童生徒等の安全及び教育環境への配慮が十分に行われていることなど学校教育の円滑な実施に支障が生じるものではないことをあらかじめ確認するとともに地域住民の理解を得るよう努められるよう十分配慮願います。

### 記

#### 1 対象となる補助金等

- (1) 公立学校施設整備費補助金（施設助成課、初等中等教育局教育課程課及び幼児教育課所管分で、特定市町村公立小中学校規模適正化特別整備事業を除く。）
- (2) 公立学校施設整備費負担金（施設助成課所管分）
- (3) 安全・安心な学校づくり交付金（施設助成課及び初等中等教育局幼児教育課所管分）
- (4) 学校施設環境改善交付金（施設助成課所管分）

- (5) 地域自主戦略交付金（施設助成課所管分）
- (6) 沖縄振興自主戦略交付金（施設助成課所管分）
- (7) 沖縄振興公共投資交付金（施設助成課所管分）
- (8) 新産業都市等事業費補助率差額、首都圏近郊整備地帯等事業補助率差額及び北方領土隣接地域振興等事業補助率差額（施設助成課及び初等中等教育局幼児教育課所管分）
- (9) 公立諸学校建物其他災害復旧費補助金
- (10) 公立諸学校建物其他災害復旧費負担金
- (11) 地域活性化・公共投資臨時交付金（施設助成課所管分）
- (12) 地域活性化・きめ細かな臨時交付金（施設助成課所管分）
- (13) 地域活性化交付金（施設助成課所管分）
- (14) 東日本大震災復興交付金（施設助成課及び初等中等教育局幼児教育課所管分）
- (15) 地域経済活性化・雇用創出臨時交付金（施設助成課所管分）
- (16) 福島再生加速化交付金（施設助成課及び初等中等教育局幼児教育課所管分）
- (17) 福島原子力災害避難区域教育復興施設整備費補助金（施設助成課所管分）
- (18) 地域活性化・効果実感臨時交付金（施設助成課所管分）
- (19) ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金（施設助成課所管分）

## 2 承認手続

### (1) 申請手続

適正化法第22条の規定に基づき、財産処分を行おうとする場合には、別紙様式1の「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分承認申請書」を文部科学大臣に提出し、承認を得るものとする。

なお、学校教育の目的で使用している学校施設について、放課後や休日等を利用し、学校教育に支障を及ぼさない範囲において一時的に学校教育以外の用に供するなどの場合には、財産処分には該当せず、手続は不要である。また、廃校施設等の現に学校教育の目的で使用していない補助財産については、当該補助財産に改変を行わない一時的な転用又は貸与でありかつ公益に資する用に供する場合には、財産処分には該当せず、手続は不要である。

### (2) 承認後の変更

承認を得た後、当該財産処分の内容と異なる処分を行おうとする場合、又は当該財産処分の承認に当たり付された条件を満たせなくなった場合には、当該処分の内容に応じ、文部科学大臣に対し改めて必要な手続を行うものとする。

ただし、4(2)に規定する納付金（ただし書きを除く。）を国庫に納付した場合は、この限りでない。

### (3) 経由機関

市区町村（市区町村の組合を含む。）が本通知により申請書又は報告書を提出しようとする場合には、都道府県教育委員会を経由して提出するものとする。

## 3 承認とみなす事項（包括承認事項）

2(1)にかかわらず、次の事項に該当する財産処分については、文部科学大臣の承認があったものとみなす（ただし、学校施設に不足を生じる場合は、この限りではない。）。

### (1) 報告事項

次に掲げる財産処分であって、別紙様式2の「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分報告書」

を文部科学大臣に提出した場合。

ただし、この報告書において、記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限りではない。

- ① 国庫補助事業完了後10年以上経過した、建物並びにこれに付随する建物以外の工作物及び設備（以下「建物等」という。）の無償による財産処分（関係法令の規定に反しない取扱いが必要。）
- ② 別表1「報告事項一覧」に掲げる財産処分
- ③ 国庫補助事業完了後10年未満の、建物等の無償による財産処分で、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）に規定する合併市町村基本計画に基づくもの

## (2) 交付決定事項

- ① 次の事項に該当する財産処分であって、当該建物の新增改築事業に係る交付決定があった場合
  - (ア) 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目（平成18年7月13日18文科施第188号文部科学大臣裁定。以下「運用細目」という。）第1の47に定める、構造上危険な状態にある建物（以下「危険建物」という。）の取壊し
  - (イ) 危険建物に準ずる建物（運用細目第1の48に定める、教育を行うのに著しく不適当な建物で特別な事情にあるもの）の取壊し
  - (ウ) 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号）第2条第2項に規定する集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる建物（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に記載された事業に係る建物に限る。）の取壊し
  - (エ) 敷地狭あい等により、国庫補助を受けての新增築に際して取壊しがやむを得ないとして運用細目第2の7の(4)の規定に基づく保有控除の対象となった建物の取壊し
- ② 建物の取壊しであって、長寿命化改良事業に係る交付決定があった場合
- ③ ①及び②の建物の取壊しに際して、やむを得ずに行う建物以外の工作物の取壊し及び設備の廃棄

(注1) ただし、当該新增改築事業等に際し、国庫補助事業完了後5年以内の、大規模改造事業（法令等に適合させるための工事を除く。）、防災機能強化事業（建築非構造部材の耐震化工事を除く。）又は太陽光発電等導入事業の取壊し又は改築を行う場合は、この限りではない。

### (注2) 地域再生計画認定

地域再生法（平成17年法律第24号）第5条の規定により、地方公共団体が地域再生計画の認定申請を行い、内閣総理大臣の認定を受けたものは、同法第18条の規定により文部科学大臣の承認を受けたものとみなされ、この承認基準に定める手続を要さない（この場合は、国庫補助事業完了後10年を経過していないものであっても対象とする。）。

## 4 納付金の取扱い

### (1) 国庫納付を必要とせずに承認する場合

次の事項のいずれかに該当する財産処分については、納付金の国庫への納付を要さないものとする。

- ① 包括承認事項
- ② 国庫補助事業完了後10年以上経過した、建物等の有償による財産処分のうち、(2)を適用したならば

国庫に納付することとなる補助金相当額以上の額を、当該地方公共団体が設置する学校の施設整備に要する経費に充てることを目的とした基金に積み立て、適切に運用することとしているもの

(注1) 当該財産処分の承認申請時に基金が設立されていない場合には、当該財産処分の日から1年以内に基金を設立し、上記補助金相当額以上の額を積み立て、適切に運用すること。

(注2) 複数年にわたり設置者に収益が発生する場合には、複数年にわたり分割して積立てを行うことができる。この場合においては、当該収益の発生する期間の終期を示し、当該終期の属する年度までに積立てを完了しなければならない。

③ 耐震補強事業、大規模改造事業（法令等に適合させるための工事に限る。）又は防災機能強化事業（建築非構造部材の耐震化工事に限る。を実施した建物の無償による財産処分（補助事業完了直後に取壊しを行うなど、著しく適正を欠くものについては、この限りでない。）

④ 国庫補助事業完了後10年未満の、大規模改造事業（上記③を除く。）、防災機能強化事業（上記③を除く。）又は太陽光発電等導入事業で、3(1)①の財産処分と併行してやむを得ずに行う無償による財産処分（補助事業完了後5年以内に取り壊し又は改築を行うなど、著しく適正を欠くものについては、この限りではない。）

⑤ 国庫補助事業完了後10年未満の、幼稚園園舎の一部並びにこれに付随する建物以外の工作物及び設備（以下「園舎の一部等」という。）を、保育所に転用し、又は他の地方公共団体、学校法人若しくは社会福祉法人へ無償により貸与又は譲渡し、保育所を設置するもので、次の要件を満たすもの  
ア 園舎の一部等を保育所に転用等することにより、幼稚園児の処遇が低下せず、かつ、地域の子育て環境の向上を図ることができること。

イ 地方公共団体の施策として、幼稚園と保育所の連携を推進することとされていること。

⑥ 国庫補助事業完了後10年未満の、幼稚園園舎の全部並びにこれに付随する建物以外の工作物及び設備（以下「園舎の全部等」という。）を、他の地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人へ無償により貸与し、公私連携幼保連携型認定こども園となるもの

⑦ その他文部科学大臣が特に認めるもの

(2) 国庫納付を条件として承認する場合

上記(1)以外の財産処分の承認に際しては、原則として、処分する部分の残存価額に対する補助金相当額を国庫に納付するものとする。

ただし、期間を限定した貸与にあつては、当該貸与期間における残存価額の減少額に対する補助金相当額を国庫に納付するものとする。

なお、適正な対価でなされる有償による財産処分については、処分する部分の残存価額に対する補助金相当額を上限とし、当該部分の財産処分により発生する収益のうちの補助金相当額を国庫に納付するものとする。

附 則（平成31年1月7日）

この通知の内容については、通知発出日から適用する。ただし、3(2)(注1)及び4(1)④に係る内容については、2020年度から適用するものとし、2019年度以前については、なお、従前の例による。

(別表1)

## 報告事項一覧

摘要番号	事 項
	1 災害による損壊若しくは火災等により使用できなくなった建物等、又は構造上危険な状態にある建物等の取壊し若しくは廃棄
1-(1)	(1) 災害又は火災により全壊、半壊、流失、全焼又は半焼した建物等の取壊し及び廃棄
1-(2)	(2) 危険建物及び危険建物に準ずる建物（事前に都道府県教育委員会の確認を受けたものに限る。）のうち当該年度の補助申請に関連のない建物の取壊し
1-(3)	(3) 取壊しを条件として他の国庫補助事業の対象となった建物の取壊し
1-(4)	(4) 単独で改築する建物の取壊し（当該取壊し面積以上の建物を単独で復旧する場合に限る。）
1-(5)	(5) (1)から(4)までの建物の取壊しに際してやむを得ずに行う建物以外の工作物の取壊し及び設備の廃棄
	2 公共用又は公用に供する施設への転用（営利を目的とし又は利益をあげる場合を除く。）のうち、次の事項に該当するもの。
2-(1)	(1) 統合又は別敷地移転等により廃校（廃園）となる学校に係る建物等で、当該統合等について国庫補助を受けたものの転用
2-(2)	(2) 学校教育を行うには著しく不適當で、その改築が国庫補助の対象となった建物等の転用
2-(3)	(3) 地域事情等により入居見込みのないへき地教職員住宅の転用 事情変更に伴う建物区分の変更
	3 認定こども園に係る幼稚園の以下の財産処分
3-(1)	(1) 国庫補助事業完了後10年未満の園舎の全部等を、幼保連携型認定こども園に転用するもの。
3-(2)	(2) 国庫補助事業完了後10年未満の園舎の一部等を、認可外保育施設に転用し、又は他の地方公共団体、学校法人若しくは社会福祉法人へ無償により貸与又は譲渡し、認可外保育施設を設置することにより、幼稚園型認定こども園となるもの。
	4 その他
4-(1)	(1) 大規模改造に際し、保有控除建物（運用細目第2の7の(6)「保有面積の控除（ただしウは除く。）」に定めるもの。）への転用
4-(2)	(2) 事情変更に伴う建物区分の変更
4-(3)	(3) 期限を限った、へき地教職員住宅の教職員以外の者への入居貸付け (注) 当該学校の教職員の入居希望者がいないへき地教職員住宅については、住宅の有効利用を図る観点から、他の公立学校の教職員等を一時的に入居させる場合には財産処分の手続は不要である。
4-(4)	(4) 特別支援学校の用に供するために行う建物等の転用及び無償による貸与・譲渡
4-(5)	(5) 特別支援学校の用に供する既存施設の改修事業の無償による財産処分（当該財産処分後において、当該事業を実施した特別支援学校の教室が不足していない場合に限る。）

第 号  
令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

都道府県知事又は市区町村長名 ( 記名押印又は署名)

公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分承認申請書

公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定により、下記のとおり承認して下さるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 処分の内容

学校名 (調理場名)	補助 年度	事業名	施設 区分	構造 区分	補助面積	補助金額	処分 内容	処分予 定年月	備考
					m <sup>2</sup> ( )	千円 ( )			

2 経過及び処分の理由

---



---



---

3 添付資料

- (1) 実績報告書及び額の確定通知書の写し
- (2) 建物配置図
- (3) その他参考資料

4 経由機関

都道府県教育委員会名

印

(記入要領)

○「1 処分の内容」

- 1 「施設区分」欄：施設区分（建物・工作物・設備）及び施設台帳の建物区分（校・屋・寄・連・児・住・共・部）を記入する。
- 2 「構造区分」欄：施設台帳の構造区分（R・S・W）を記入する。
- 3 「補助面積」、「補助金額」欄：補助金を受けた施設の一部を処分する場合は、上段（ ）に補助の全体を、下段に当該処分に係る部分を記入する。
- 4 「処分内容」欄：財産処分の種類（転用、(有償・無償)譲渡、交換、(有償・無償)貸付等）及び処分先などを記入する。
- 5 通知4(1)⑤の承認手順については、本様式「3 添付資料」に掲げる「(3) その他参考資料」として、次の①から④までの事項に係る資料を提出する。
  - ① 幼稚園・保育所児の将来推計や将来にわたる必要施設の確保に関する検討結果及び幼稚園・保育所の連携方法
  - ② 転用後の幼稚園・保育所の認可面積
  - ③ 幼稚園定員の変更等の届出又は認可状況
  - ④ 保育所設置認可の状況及び保育所設置条例（案）

令和 第 年 月 日 号

文部科学大臣 殿

都道府県知事又は市区町村長名 (記名押印又は署名)

公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分報告書

公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分について、下記のとおり財産処分を行いますので平成31年1月7日付け30文科施第391号「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」により報告します。

記

1 処分の理由

学校名 調理場名	補助 年度	事業名	施設 区分	構造 区分	補助 面積	補助 金額	摘要	処分 内容	処分予 定月日	備考
					m <sup>2</sup> ( )	千円 ( )				

2 経過及び処分の理由

---



---



---

3 添付資料

- (1) 実績報告書及び額の確定通知書の写し
- (2) 建物配置図
- (3) 別紙様式3 「財産処分報告事項照合票」
- (4) その他参考資料

4 経由機関

都道府県教育委員会名 印

(記入要領)

○「1 処分の内容」

- 1 「施設区分」欄：施設区分（建物・工作物・設備）及び施設台帳の建物区分（校・屋・寄・連・児・住・共・部）を記入する。
- 2 「構造区分」欄：施設台帳の構造区分（R・S・W）を記入する。
- 3 「補助面積」、「補助金額」欄：補助金を受けた施設の一部を処分する場合は、上段（ ）に補助の全体を、下段に当該処分に係る部分を記入する。
- 4 「摘要欄」：「通知3(1)①」、「通知3(1)③」、又は別表1「報告事項一覧」の左欄の摘要番号を記入する。



財産処分報告事項照合票

照 合 事 項	設 置 者 意 見 欄
(1) 学校用のスペースを必要十分に確保しているか。	
(2) 教育機能は確保されているか。	
(3) 管理運営上の問題は生じないか。	

〔設置者の総合的な意見欄〕

(記入要領)

- 1 児童・生徒数の将来推計や将来にわたる必要面積の確保など学校用のスペースの確保に関する検討結果等を記入する。  
なお、災害等により全壊等した建物等の取壊し若しくは廃棄、廃校（廃園）となる建物等の財産処分、及びへき地教員宿舎の教職員以外の者への入居貸付けにあつては、記載不要。
- 2 騒音等による教育への影響、転用施設の配置、転用施設の利用者等と児童・生徒との動線についての配慮など、教育機能の確保に関する検討・対応状況等について記入する。  
なお、災害等により全壊等した建物等の取壊し若しくは廃棄、廃校（廃園）となる建物等の財産処分、及びへき地教員宿舎の教職員以外の者への入居貸付けにあつては、記載不要。
- 3 転用施設に係る条例又は条例案の整備、管理・運営規則等の整備、防犯・防災対策、専用出入口・専用バスの進入路の確保など管理運営上の問題に関する対応状況等について記入する。  
なお、災害等により全壊等した建物等の取壊し若しくは廃棄、廃校（廃園）となる建物等の財産処分、及びへき地教員宿舎の教職員以外の者への入居貸付けにあつては、記載不要。
- 4 設置者の当該財産処分に関する総合的な意見を記入すること。

## 補助事業等により取得した財産の処分制限期間例示表

補助事業等名	処分制限財産の名称等				処分制限期間(年)	
	施設整備等名	財産名	構造規格等	構造区分	①	②
公立学校施設 整備費補助金	学校食堂施設	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造 又は鉄筋コンクリート造	R	60	47
			ブロック造	その他	45	38
			金属造(骨格材の肉厚が 4mmを超えるもの)	S	40	34
			金属造(骨格材の肉厚が 3mmを超え4mm以下のもの)	S	30	27
			金属造(骨格材の肉厚が 3mm以下のもの)	S	20	19
			木造	W	24	22
			木骨モルタル造	その他	22	20
安全・安心な 学校づくり 交付金	学校給食施設	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造 又は鉄筋コンクリート造	R	35	31
			ブロック造	その他	32	28
			金属造(骨格材の肉厚が 4mmを超えるもの)	S	28	25
			金属造(骨格材の肉厚が 3mmを超え4mm以下のもの)	S	20	19
			金属造(骨格材の肉厚が 3mm以下のもの)	S	15	14
			木造	W	12	11
			木骨モルタル造	その他	10	10

① 平成12年度以前の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産について適用する。

※参考「補助事業者等が補助事業等により取得した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得した財産の処分制限期間」(昭和60年3月5日文部省告示第28号)

② 平成13年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。

※参考「補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成14年3月25日文部科学省告示第53号)

## 補助事業等により取得した財産の処分制限期間例示表

補助事業等名	処分制限財産の名称等		処分制限期間(年)	根 拠	
	区分	学校給食設備名			
公立学校施設整備費補助金 安全・安心な学校づくり交付金	附帯A	か ま	5	} 器具及び備品／食事又は厨房用品／その他のもの	
		上 流 し	5		
		下 流 し	5		
		調 理 台	5		
		食 器 洗 浄 機	9	} 機械及び装置／給食用設備	
		食 器 消 毒 保 管 機	9		
		ポ イ ラ ー	9		
		か く は ん 機 ( ミ キ サ ー )	9		
		野 菜 裁 断 機	9		
		球 根 皮 む き 機	9		
		揚 物 機	9		
		焼 物 機	9		
		蒸 物 機	9		
	冷 蔵 庫	9			
	真 空 冷 却 機	9			
	中心温度管理機能付調理機	9			
	エ ア カ ー テ ン	12	} 建物附属設備／エアカーテン		
	エ ア シ ャ ワ ー	12			
			手 指 殺 菌 機	8	⇨ 器具及び備品／その他のもの／ ⇨ その他のもの
		附帯B	厨 芥 処 理 機	9	⇨ 機械及び装置／給食用設備
	附帯C	自 家 発 電 機	15	⇨ 機械及び装置／内燃力又はガ ⇨ スタービン発電設備	
	附帯D	廃 水 処 理 施 設 【 R 造 】	30	⇨ 構築物／汚水処理用のもの／ ⇨ R造のもの	
		廃 水 処 理 施 設 【 S 造 】	15	⇨ 構築物／汚水処理用のもの／S ⇨ 造のもの	
	炊飯設備	炊 飯 機	9	} 機械及び装置／給食用設備	
		洗 米 機	9		
		納 米 庫 ( 米 び つ )	9		
		食器浸湿槽	9		

※ 参 考

「補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成14年3月25日文部科学省告示第53号)